

令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）会議録（第4日）

令和2年6月19日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
  - 2 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
  - 3 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
  - 4 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 5 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 6 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
  - 7 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
  - 8 議案第52号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 9 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書
- 10 発議第2号 太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
  - 11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
  - 2 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
  - 3 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
  - 4 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 5 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 6 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
  - 7 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
  - 8 議案第52号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 9 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書
- 10 発議第2号 太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 松 浦 崇 志 | 2 番  | 出 原 賢 治 |
| 3 番  | 森 田 哲 夫 | 4 番  | 吉 田 正 之 |
| 5 番  | 長谷川 正 信 | 6 番  | 玉 田 正 典 |
| 7 番  | 上 山 隆 弘 | 8 番  | 中 薮 清 志 |
| 9 番  | 首 藤 佳 隆 | 10 番 | 福 井 輝 昭 |
| 11 番 | 清 原 良 典 | 12 番 | 中 島 貞 次 |
| 13 番 | 井 村 淳 子 | 14 番 | 堀 卓 史   |
| 15 番 | 藤 澤 元之介 |      |         |

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 森 文 彰   | 書 記 | 蛭 井 のり子 |
| 書 記 | 竹 田 早 紀 |     |         |

説明のため出席した者の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 服 部 千 秋 | 副 町 長       | 名 倉 嗣 朗 |
| 教 育 長   | 沖 汐 守 彦 | 総 務 部 長     | 森 田 好 紀 |
| 生活福祉部長  | 三 木 孝 秀 | 経 済 建 設 部 長 | 森 川 勝   |
| 教 育 次 長 | 栄 藤 雅 雄 | 財 政 課 長     | 佐々木 信 人 |
| 総 務 課 長 | 栗 岡 正 則 |             |         |

---

(開議 午前10時00分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和2年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけて、お手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第2、議案第44号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

てを議題とします。

上程中の議案1件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第44号。付託年月日、令和2年6月8日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年6月10日水曜日午前10時から午前11時35分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する条例において、附則第61条、第62条について説明を求めるとの質疑に、新型コロナウイルス関連であり、中小企業事業者関係が追加された。4月30日施行された分に附則第61条、第62条が追加され、令和3年1月1日付で附則第61条、第62条が附則第63条、第64条に改められるとの答弁があった。

②附則第3条の2延滞金の割合は7.3%（本則）とあるが、延滞金の割合は14.6%ではなかったかとの質疑に、通常は納期限から1カ月以内が7.3%、1カ月を超えると14.6%という形で規定されていて、法人においては決算から後2カ月以内に申告するのが原則である。納期限の延長を行った場合の国税という利子税は7.3%になる。町税は延滞金という言葉で統一されている。申告期限が延びた分については7.3%であるが、特例基準割合で1.6%になっている。しかし今回の改正で1.1%になるとの答弁があった。

③軽自動車税の特例措置により、町に対しての影響は幾らくらいか及び葉巻たばこ税の見直しは幾らくらいなのかとの質疑に、軽自動車税の環境性能割の非課税軽減措置が6カ月延長され、約200万円が減額になるが、全額国から補填されるので税収は減るが、町全体の歳入は減らない。葉巻たばこについては、町内のたばこ業者が扱っている実績がないとの答弁があった。

④ひとり親家庭についての改正は、影響人数は何名で、対象者にどのように周知していくのかとの質疑に、児童扶養手当を受けている人の中で28名が該当し、ひとり親の控除が30万円つく。1人当たり3万円の税額控除がされるので、28人分、計80万円の住民税の減収となり、確定申告前に「広報たいし」やホームページで知らせていきたいとの答弁があった。

⑤イベントなどの入場料等の払戻請求について詳細説明をとの質疑に、新型コロナウイルス対策において、イベント入場料の払戻請求権を放棄することで寄附金控除が受けられるという改正であるが、対象となるイベントについては、近隣の状況等を見ながら検討していきたいとの答弁があった。

⑥今回の条例改正を町民にしっかりと伝えていただきたい。周知方法はとの質疑に、新型コロナウイルス対策で各課より情報を取りまとめた事業を企画政策課がホームページで公表している。そこへ税改正も掲載することを検討しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告します。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第3、議案第46号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第51号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました5つの議案につきまして、委員会審査報告書を拝読いたしまして報告とさせていただきます。

まず、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第46号。付託年月日、令和2年6月8日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年6月9日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

太子町福祉医療費助成条例のどこが改正され、どう影響があるのかとの質疑に、福祉医療の低所得者の定義では、所得等を計算する際に、公的年金の収入額と合計所得金額を合算したものが80万円以下であるとあるが、その合計所得金額の中には雑所得が含まれている。そのため国が7月1日の政令で見直しを行い、それを受けて県の要綱が改正され、それに基づき改正するというものである。その影響は母子医療では年金受給者がいないので影響はない。それから65歳から70歳未満の高齢期以降の制度の対象者も該当者がおらず、影響はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第47号。付託年月日、令和2年6月8日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年6月9日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①太子町内の該当する施設やその施設の問い合わせはとの質疑に、該当施設はなく、問い合わせもないとの答弁があった。

②将来、家庭的保育事業等が増えた場合の保育の質の低下に対する対策はとの質疑に、基本的には保育所等認可を受ける施設は一定の基準が定められており、その基準を満たした施設しか運営できないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第48号。付託年月日、令和2年6月8日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年6月9日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

町内での該当施設はとの質疑に、該当する施設はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第50号。付託年月日、令和2年6月8日。件名、太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年6月9日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①この条例制定時に、学童保育園の保育料を日割り計算するような事態が起きると予測されていなかったのかとの質疑に、学童保育園事業を開始する際、保育料の日割りの概念は当初からなく、月額徴収という前提で事業を運営してきた。しかし新型コロナウイルスの関係で厚生労働省から保育所の保育料も日割り計算を行うよう通達があった。それに伴い、学童保育園の保育料も日割り計算を行うことになったとの答弁があった。

②保育料の納入期限が15日から末日になった経緯はとの質疑に、当初、条例で保育料の納入期日を口座振替日である15日で設定していた。しかし口座振替ができなかった場合、納期限を月末と設定して再度納付書を送付しているため、納付期限の規定を末日に改正するものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第51号。付託年月日、令和2年6月8日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年6月9日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

公務災害補償年金について、「100分の5」から「事故発生日における法定利率」の文言に変わっているがとの質疑に、今まで利率は固定だったが、民法改正により法定利率が3年に一度見直されることを受け、文言を整理したものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第46号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第47号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいでしょうか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第48号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいでしょうか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第50号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第51号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時25分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

## 日程第8 議案第52号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第8、議案第52号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。



町長。

○町長（服部千秋） 議案第52号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年5月20日に職員がみずから起こした不祥事により逮捕される事案が発生いたしました。公営企業管理者である町長として、このことを深く受けとめ、今後の再発防止に努めるとともに、管理監督責任として給与の一部削減を行うため、所要の改正をするものでございます。

改正の内容といたしましては、附則第19項において、現状の15%を減額した給料75万6,500円から本来の給料月額に20%カットした金額を現状に加え、これまでの削減分を含んだ35%削減、57万8,500円に減額改正を行うものです。この条例の施行日は令和2年7月1日とし、減額の期間については、現在の町長の任期が令和2年8月5日までとなっていることから令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前11時25分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、付託されました件につきまして審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第52号。付託年月日、令和2年6月19日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年6月19日金曜日午前10時34分から午前10時46分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①職員の分限及び懲戒に関する審査委員会規則に基づく審査委員会のメンバー及び経過はとの質疑に、同規則より委員長は副町長、副委員長は総務部長、委員は町長が任命する者の計5名により5月27日に開催し、過去の事例に基づき10%減額一月とし、町長に答申した。その上で町長みずからが責任を表明し、今任期も考慮して20%減額一月にしたとの答弁があった。

②このたびの職員の不祥事がなぜ起こったのか、これから行わせないための方策が町長として問われているがとの質疑に、全職員に町長より訓示等を行い、信頼回復に努めているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告します。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（藤澤元之介） 日程第9、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、当委員会に付託されました請願につきまして報告させていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第2号。付託年月日、令和2年6月4日。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和2年6月9日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

紹介議員の中薮清志議員より趣旨説明を受け、その後の協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

学校現場では、新学習指導要領の全面実施に加え、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。それに加えて、新型コロナウイルスの終息が見通せない状況が続く中、少人数学級の着実な推進は必要不可欠である。厳しい財政状況の中、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であるため、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

主な質疑応答。

全国的な流れはとの質疑に、そこまでは確認していないが、たつの市は毎年、請願の採択、意見書提出をしているようだとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時34分)

(再開 午前11時34分)

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書**

○議長（藤澤元之介） 追加日程第1、意見書案第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書（案）を読み上げまして、提案理由、趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月には突然の全国一斉臨時休業の要請、それ以降も緊急事態宣言が公示され、いまだ先行きが見通せない中、学校現場では学びと育ちの保障や心のケア、感染症対策などに取り組んでいます。学校現場では今回の長期臨時休業への対応がなかった場合においても新学習指導要領の全面実施に加え、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。加えて今後、学校再開を迎える現場では、文科省が示している3密対策を講じ、学級を複数のグループに分けた上で教育活動を行うことなどが求められております。終息が見通せない状況が続く中、少人数学級の着実な推進が必要不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

1、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的には、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況が続く中、新学習指導要領の全面実施も踏まえ、少人数学級の着実な推進を図ること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分

の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年6月19日。

内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣萩生田光一様、総務大臣高市早苗様。

兵庫県太子町議会議長藤澤元之介。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第10 発議第2号 太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第10、発議第2号太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、今般の条例の制定について、提案理由としてお手元の基本条例の全文を読み上げさせていただきます。

太子町内に立地する企業の大多数を占める中小企業、小規模企業は地域経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用創出により安定した町民生活を実現し、まちづくり、災害時の支援等においても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。また、大企業の企業活動にとっても重要な存在と言える。人口の減少、超高齢社会の到来、経済活動のグローバル化の進展等経済・社会構造が大きく変化している中で持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業、小規模企業の役割とあり方について、町、議会、事業者、地域経済団体等、認定経営革新等支援機関及び町民が共通認識を持ち、協働により中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを実施していくことが重要である。ここに町は事業者、地域経済団体等認定経営革新等支援機関及び町民と連携を図りつつ、中小企業・小規模企業の振興を町政の重点課題と位置づけ、振興に向けて基本理念を明らかにし、地域全体で共有しつつ、地域社会の発展と町民生活を豊かにする施策として総合的に実施するため、この条例を制定する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 まずもって総務経済建設常任委員会がこの議案の提出に至ったことについて大いに評価をする立場から、またこの条例が今後の取り組みによっては全ての政策につながっていくことであるということに期待を持って賛成の立場で討論をいたします。

全国あちこちの町でもこういった条例というのは制定されておりますが、そのできる時代時代によって中身が、また地域によっては多少差がございます。太子町の実態、実情、経済活動をまずは太子町がいかにか把握し、それをどのようにして生かしていくか、これは太子町が目標とする主体を検討する場面にもなります。また、まちづくり、そして農業政策への発展へもつなげられる、こういった協議の場を持つ部分を持つことは非常に有意義なことであると、すばらしい基本条例となっておるというふうに考えます。しかしながら、時代の変化の中で商工会の存在にしても、農業団体の状態にしても、変化してきておるのが実態でございます。社会の流れによって、社会の形によって、それぞれの組織、でき上がった当初から変化していくものであり、企業の存在も変化していきます。そういった意味から、こういった条例は他の市町ではなかなか見直す機会を持ちませんが、太子町においてはこういった条例は常に見直しをかけながら、太子町の政策と一致させながら目標を持って進められることに大いに期待して、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について**

○議長（藤澤元之介） 日程第11、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時48分）

~~~~~

**議長挨拶**

○議長（藤澤元之介） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月3日の招集以来、本日までの17日間でしたが、この間、議員各位には条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政進展のため、まことに御同慶にたえません。ここに議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さらに、当局各位の議案審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

これから暑さも厳しくなまいります。議員各位にはこの上とも御自愛をいただきまして、町勢発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

6月3日に開会されました今期定例町議会におきまして、条例案件を初めとする重要案件について、慎重なる御審議を賜り、適切に御議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。御審議の中で賜りました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映いたしますよう努力してまいります。

今後も新型コロナウイルス感染症対策として必要な支援を中断なく実施し、今後展開していく諸施策を職員と一体となって取り組み、町民の皆様の健康をお守りする所存であります。

いよいよ夏本番を迎えますが、議員各位におかれましては健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この4年間、議員の皆様、町民の皆様にお世話になりましたことを厚くお礼を申し上げます。4年間の任を全うできましたのも、皆様のおかげとっております。私ごとで恐縮でございますが、太子町長選挙が7月19日に予定されております。今年度を初年度とする第6次太子町総合計画が描く町の将来像を実現するためには、安全・安心、子育て支援などの今日的な課題に対応しつつ、着実に事業を進め、住んでよかったと思える“和のまち太子”を築くことが必要であります。そこで、微力ではありますが、引き続き町政を担わせていただき、継続して諸課題の克服に当たり、町の将来にさらなる展望を開いていくことが私に課せられた使命であると考えます。つきましては、来る町長選挙に出馬し、引き続きその役目を務めさせていただきたく決意を申し上げまして、定例町議会の閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 松 浦 崇 志

署名 議員 出 原 賢 治